

安全運転相談員の勤務条件

区 分	内 容
職 名	安全運転相談員
資 格 要 件	保健師若しくは看護師資格を有し、実務経験3年以上
任 用 期 間	毎会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)の範囲内
再 度 の 任 用	勤務成績に基づき、再度の任用を行う場合があります。
勤 務 場 所	① 福岡自動車運転免許試験場(福岡市南区花畑4-7-1) ② 北九州自動車運転免許試験場(北九州市小倉南区日の出町2-4-1) ③ 筑豊自動車運転免許試験場(飯塚市鶴三緒1518-1) ④ 筑後自動車運転免許試験場(筑後市大字久富1135-2)
勤 務 内 容	高齢運転者等の安全運転に関する相談業務及び書類作成業務など
勤 務 日	月20日 (※)土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休み (※)毎月1~2回、日曜日の勤務を指定する場合があります。
勤 務 時 間 及 び 休 憩 時 間	午前8時30分から午後4時00分までのうち、6時間30分 (休憩時間60分)
時 間 外 勤 務 ・ 休 日 勤 務	なし
休 暇	・ 任用期間に応じて年次休暇を付与します。 ・ 特定の事由に該当する場合は、特別休暇を取得できます。
給 料 (報 酬) の 額	日額約10,420円を支給します。 (※)給与条例の改正に伴い、金額が変更となる場合があります。
諸 手 当	条例及び規則の定めるところにより、地域手当等の各種手当に相当する額を報酬に加算して支給し、通勤手当に相当する額を費用弁償として支給します。要件を満たす場合は、期末手当、勤勉手当を支給します。
報 酬 等 の 支 給 方 法	・ 報酬の支給日は、原則として勤務した翌月の21日です。 ・ 報酬の計算期間は、月の1日から末日までです。
服 務	サービスの宣誓、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限など、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。
分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法及び条例の定めるところにより、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
社 会 保 険	厚生年金保険法、雇用保険法が適用されます。
共 済 組 合	警察共済組合の組合員として、短期給付・福祉事業が適用されます。
公 務 災 害 補 償	議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例が適用されます。
勤 務 内 容 に 関 す る お 問 い 合 わ せ 先	〒811-1392 福岡市南区花畑4-7-1 福岡県警察本部 交通部運転免許試験課庶務係 電話 092-565-9493
登 録 申 込 書 の 送 付 先	〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部 警務部警務課採用第三係